

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 10 月 27 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600308号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600169号

第1 結論

請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成9年3月29日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

平成9年3月29日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成9年3月29日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年3月29日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、私のA社B事業所における被保険者資格の喪失日が平成9年3月29日となっている。私が同事業所で保育士として勤務した最終日は同年3月28日であるが、同事業所の保育士の勤務はシフト制なので、土曜日や日曜日に出勤することもあり、同年3月29日から同年3月31日までは勤務をしなくてもよい日であったので、私の同事業所の退職日は同年3月31日となるはずである。

調査の上、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成9年4月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社B事業所の回答及び請求者から提出された同事業所における「前歴証明書」から判断すると、請求者は請求期間においても継続して同事業所に保育士として勤務していたことが認められる。

また、A社B事業所から提出された請求者の平成8年4月から平成9年3月までの「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請

求期間に係る標準報酬月額の基本となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成9年3月29日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、同年3月29日から同年4月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である同年3月29日となっており、離職年月日は同日であることから社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年3月29日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600290号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600168号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年1月頃から昭和39年3月頃まで

私は、A社のB出張所に2回勤務したが、厚生年金保険の記録を確認したところ、1回目に勤務した昭和38年1月頃から昭和39年3月頃までの厚生年金保険被保険者記録がないことが分かった。

当時、A社で厚生年金保険料を給与から控除されていたことが分かる資料は所持していないが、同社の後に勤務したC社(現在は、D社)の当時の事業主にA社の給与明細書を見せて厚生年金保険に加入してもらったことを記憶している。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA社に正社員として勤務していたと主張しているが、同社の事業主は、請求期間当時の資料は残っておらず、当時のことを知る関係者は既に亡くなっているため、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除については不明である旨回答している。

また、請求者は請求期間当時の同僚として3名の氏名を挙げているが、3名とも請求期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できないため、A社が従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったかは不明であるほか、請求期間において同社で厚生年金保険被保険者記録があり、所在が確認できた者は全員が死亡しているため、これらの同僚に請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間後に勤務したC社の当時の事業主にA社の給与明細書を見せた際に、当該明細書において社会保険料が控除されていたことを分かってくれたので、C社でも当時の事業主が厚生年金保険の加入手続を行ってくれた旨主張しているため、同社に上記の内容について確認したい旨連絡したところ、現在の事業主からは、当時の事業主は高齢であり、

請求期間に関する問い合わせへの対応は困難である旨の回答があった。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間に請求者の氏名は確認できず、整理番号に欠番もないことから、請求者に係る記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。